

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	実質化前のプランの作成年月	実質化前のプラン更新年月
能代市	仁鮎・濁川地区(仁鮎、小掛、苅又石、濁川、小掛・鬼神地区)	2021年3月15日	2013年12月	2020年10月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	158.78ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	127.11ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	44.02ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計(継いでくれるか不明)	8.63ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計(後継者なし)	20.73ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.30ha
(備考)	
(1)二ツ井町仁鮎	田：46.72ha 畑：7.83ha 計：54.55ha
(2)二ツ井町小掛	田：25.10ha 畑：4.23ha 計：29.33ha
(3)二ツ井町苅又石	田：18.42ha 畑：0.52ha 計：18.94ha
(4)二ツ井町濁川	田：23.30ha 畑：4.23ha 計：27.53ha
(5)小掛・鬼神地区(ほ場整備実施地区)	田：28.40ha 畑：0.03ha 計：28.43ha
仁鮎・濁川地区合計((1)~(5)合計)	田：141.94ha 畑：16.84ha 計：158.78ha
・小掛・鬼神地域では、基盤整備が実施されている	

2 対象地区の課題

- ・山間部については、耕作放棄地が多く農地の利用は困難となっている
- ・山間部における後継者の育成や新規就農の促進が喫緊の課題である
- ・仁鮎地区は水利条件が悪く、耕作希望者がいない

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

仁鮎地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく
小掛地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく
苅又石地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく
濁川地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく
小掛・鬼神地区では既にほ場整備が実施され、中心となる経営体(法人)は確保されている 中心経営体には、農地中間管理機構による農地集積も実施済のため、今後は、現状維持としていく

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- 法人を設立して、農地の集積を進める(小掛・鬼神地区以外)
- 経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、比較的大規模なほ場を中心に団地化を進める
- 耕作放棄地を解消する
- 規模拡大を目指す個人経営体が協力して法人を立ち上げ、法人経営体に集積・集約する(小掛・鬼神地区以外)

農地中間管理機構の活用方針

- 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける
- 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 毎年行われる話し合いを農地の所有者にも周知し、耕作が困難な場合は制度の活用を勧めるようにする
- 規模拡大を目指している経営体に借受の登録をしてもらう

農地の貸付け等の意向(意向調査より確認)

- 貸付け等の意向が確認された農地は、166筆、約13.2haとなっている
- 売りたい意向が確認された農地は、305筆、約17.7haとなっている